

駐車場利用約款

株式会社イーエスプランニングが運営するコインパーキング（ロック式及びゲート式時間貸無人駐車場）はこの約款によってご利用いただきます

1 車室の提供

- (1) 当駐車場は、短時間駐車のための場所（車室といいます）を有償で提供することを目的とし、車両の保管・管理は行いません。
- (2) 当駐車場を駐車以外の目的（遊技、スポーツ、営業行為、演説、署名運動、宣伝活動等）に使用することはできません。

2 免責

当社は、当駐車場で発生した損害については一切責任を負いません。

その損害を例示すれば下記の通りです。

- (1) 車両、その付属物、積載物の盗難、滅失またはき損
- (2) 車両、その他付属物または積載物が原因で生じた損害
- (3) 車両と人、車両と車両、または車両と駐車場設備の接触または衝突によって生じた損害
- (4) 地震、風水害、落雷その他不可抗力によって生じた損害
- (5) 利用者、第三者を問わず、遊技、スポーツその他の目的外使用によって生じた損害
- (6) 駐車場機器のトラブルの際の、利用者の判断による無理な入出庫で生じた損害
- (7) 駐車場機器のトラブル処理に際して、お待ちいただくことにより生じた損害
- (8) その他原因の如何を問わず、当駐車場への入庫、出庫の遅れによって生じた損害

3 駐車時間

利用時間は入庫から最長48時間とします。継続して48時間を超えて駐車しないでください。但し、当社に事前に承認を受けた場合、駐車場に他の駐車制限時間が掲出されている場合は、この限りではありません。

4 駐車することができる車両

- (1) 当駐車場内に駐車することができる車両は、下記に基準に該当するものに限るものとし、これ以外の車両を駐車することはできません。

| 車両全長 | 車両全幅 | 最高車両高 | 最低地上高 | 車両総重量 |
|------------------------|------------------------|------------------------|---------|-----------|
| 3,300mm以上 5,000mm以下 | 1,400mm以上 1,900mm以下 | 1,200mm以上 2,100mm以下 | 150mm以上 | 2,500kg以下 |

上記の基準は車両の付属装置、積載物等を含めて判断するものとします。

但し駐車場によっては上記以外の基準を設けている場合もあります。

(2) 上記(1)の基準を満たす車両であっても下記車両を駐車することはできません。

- ① 自動二輪車、原付自転車、足踏自転車、小型特殊自動車、三輪バイク
- ② 最上地上高が25cmを超える車両等、車両入庫装置が作動しない形状の車両
- ③ オートレベリング機能等を有し、車両高が変化する車両
- ④ エアロパーツ・改造パーツ装着車等ロック板との接触により入出庫時に障害を起こすおそれのある車両
- ⑤ 無登録車両、車検切れ等の一般道を走行することが禁じられている車両
- ⑥ 自動車登録番号に覆いがなされ、又は取り外されている車両等、登録番号自動認識装置による読み取りが困難な車両
- ⑦ 自動車登録事項の変更があるにも拘わらず変更登録手続きが済んでいない車両
- ⑧ 仮登録中の車両等、車体の特定が困難な車両
- ⑨ 付属装着物等があり、接触により駐車場施設もしくは機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれのある車両
- ⑩ 大型特殊、建設用特殊等の特殊な用途の車両等で駐車場施設または機器に損害を発生させるおそれのある車両
- ⑪ 危険物、有害物質、特定化学物質、その他発火又は引火の恐れがある物質、悪臭発生若しくは液汁漏出の原因となる物、その他駐車場の安全、衛生、清潔を害する物質を積載した車両

5 駐車料金

- (1) 当駐車場の利用者は、駐車場に掲出した料金額および料金体系により、駐車時間に応じた駐車料金をお支払いいただきます。
- (2) 駐車時間はロック式の場合センサーが感知した車室への入庫から出庫までの時間とし、ゲート式の場合には駐車券の発券から精算機への駐車券の投入までの時間とします。
- (3) 駐車料金は後払いです。出庫時にお支払いください。
但し、駐車時間が48時間を超える場合には、債権者は債務者に対して出庫前でも駐車料金を請求することができるものとします。
- (4) ロック式の場合駐車位置番号を確認のうえ、駐車料金を駐車場内に備え付けの精算機、支払機等によりお支払いください。
駐車位置番号を間違えてお支払いいただいた料金は返金できませんので、ご注意ください。
- (5) 提携店のサービスコイン又はサービス券を料金精算に使用される場合には、掲示された手順によりご使用ください。なお、サービスコイン又はサービス券で精算できる時間を超えた場合には、精算機に表示された金額をお支払いください。
- (6) 1万円・5千円・2千円等の高額紙幣はご使用できませんので、精算の際はあらかじめ千円札もしくは硬貨をご用意ください。
- (7) ロック式の場合で出庫の精算をする前にロック板が下降している場合や、ゲート式の場合で出庫の精算をする前にゲートが開放状態になっている場合でも必ず精算機にて料金を確認し精算してください。

- (8) 駐車料金を精算することなく、出庫された場合には当該駐車場の駐車料金のほか、その2倍の割増金を請求させていただきます。

6 領収書、釣り銭

- (1) 機器の故障により領収書が発行されないときは、当駐車場内に表示された故障時の連絡先にご連絡ください。後日領収書を郵送します。
- (2) 釣り銭切れの場合に、精算機から預り証が発行されたときは、当駐車場内に表示された故障時の連絡先にご連絡ください。後日郵便小為替で送金いたします。

7 駐車方法

- (1) 利用者は、車室の中央部分に駐車してください。
- (2) 車路その他車室以外の場所に駐車しないでください。
- (3) 危険防止のためカラーコーンやテープ類で封鎖している車室には駐車しないでください。なお、封鎖中の車室に駐車した場合の車両の損傷等は当社は責任を負いません。
- (4) ゲート式の場合には入庫時駐車券の発券を受けた後、ゲートバーが上がったことを確認のうえ入庫してください。出庫時も駐車券を精算機に差込み料金を支払いの後ゲートバーが上がったことを確認のうえすみやかに出庫してください。なお、入出庫時ゲートバーが上がらない場合は故障ですので入出庫を中止し、故障時の連絡先にご連絡ください。なお、ゲートバーが上がったことを確認せず入出庫した場合の車両の損傷等につきましては当社は責任を負いません。
- (5) ゲート式の場合で、出庫時精算を終えゲートバーが上がっているのに、何らかの理由で車両を後退させ精算機から離れた場合に、センサーが出庫が終了したものと判断しゲートバーが下がって、出庫できなくなりますのでご注意ください。このような場合、精算機等に記載の緊急連絡先にご連絡下さい。
- (6) ロック式の場合の入庫または出庫の際はロック板の状況を運転者が必ずご確認ください。入庫する前にロック板があらかじめ上がっている状態は故障ですので、入庫しないでください。また、出庫の際料金の精算が終了したのにロック板が下降しない場合も故障ですので、いずれの場合にも故障時の連絡先にご連絡ください。なお、ロック板の状況を確認せずに入出庫した場合の車両の損傷等は当社は責任を負いません。
- (7) ロック式の場合、車室部分に駐車されますと通常3分経過するとロック板が上昇します、このとき車両を移動されますとロック板と車体が接触し損傷する場合がありますのでご注意ください。
- (8) ロック式の場合には駐車中、精算時または出庫時に運転者以外の乗降や重い荷物の積み下ろしを行わないでください。車体の上下動が生じ車体がロック板に噛みこんでロック板が下降しない場合があります。ロック板が下降しない場合、駐車車両のジャッキ等の用具で出庫いただく場合があります。
- (9) ロック式の場合には精算終了後、ロック板が下降したことを必ず確認のうえ、3分以内に出庫してください。3分を超えますとロック板が上昇し、再度精算が必要です。

- (10) ロック式の場合にはスライド式ドアの開閉は、入庫前・出庫後に行ってください。車室内で開閉しますと、ロック板に接触する場合があります。
- (11) 路面表示、看板等により月極表示が記載されている車室は月極契約者専用の車室です。一般利用者は、月極表示のある車室に駐車しないでください。
- (12) 路面表示、看板等により障害者優先表示が記載されている車室は一般利用者の駐車はご遠慮ください。

8 遵守事項

当駐車場内では下記の点を遵守願います。

- (1) 当駐車場では他の車両や歩行者に十分注意し、時速10km以下で走行してください。
- (2) 当駐車場を歩行するときは十分に安全を確認してください。
- (3) 当駐車場は出庫優先です。駐車場が満車の場合等に駐車場内や入り口手前または接道部分等で「入り待ち」をしないでください。
- (4) 機器の誤表示で入場し、空き車室がない場合には車路に駐車せず速やかに出場してください。
- (5) 当駐車場内の機器または設備にトラブルが生じたとき、利用者が当駐車場内の機器または設備を破損させたときは、直ちに場内表示の故障時の連絡先にご連絡ください。
- (6) 上記の他、当駐車場内の掲示板等に記載されている事項を遵守してください。
- (7) 利用者が他の利用者または第三者に損害を負わせたときは、利用者の責任で解決してください。

9 禁止行為

当駐車場内では下記の行為を禁止します。

- (1) 飲酒運転（薬物を含む）による当駐車場の利用はお断りします。
- (2) 当駐車場内では禁煙です。
- (3) 駐車中のアイドリングは条例で禁止されています。
- (4) 空ふかし、大音量でのカーステレオの使用、乱暴なドアの開閉、夜間の大きな話声、火気の使用等近隣の迷惑となる行為をしないでください。
- (5) ゴミ（空き缶、吸い殻、弁当空き箱、雑誌等）の放置、放尿等不衛生な行為はしないでください。
- (6) 他の利用者の車両に触れないでください。
- (7) 精算に必要なもの以外の当駐車場の機器、設備類には手を触れないでください。

10 不正駐車

下記不正駐車があった場合、当社は、警察への通報、車両の施錠、または車両の当駐車場外への移動の全部または一部を行うことがあります。この場合、利用者または車両使用者もしくは車両所有者（以下「利用者等」という）に駐車料金の他、これに要する経費および違約金5万円をお支払いいただきます。

- (1) 上記4「駐車することができる車両」(1)に該当しない車両、若しくは(2)に該当する車両を駐車したとき
- (2) ロック板に異物をはさんだり、ロック板の上にタイヤを乗せて駐車したとき
- (3) 車室の枠線からはみ出して駐車したとき
- (4) 車室をまたがって駐車したとき
- (5) 車路に駐車したとき
- (6) 当社に連絡なしに48時間を超えて駐車したとき
- (7) カラーコーンやテープ類等で封鎖している車室に駐車したとき
- (8) 駐車料金の精算が完了せずに出庫、または出庫しようとしたとき

1.1 放置車両

放置車両については、別記「放置車両の取扱について」により処理させていただきます。

1.2 利用者の損害賠償責任

利用者が本約款、当駐車場に掲出した規定、または注意事項に違反し、それにより当社が損害（駐車場の全部または一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含む）を被ったときは、当社は利用者にもその損害を賠償していただきます。

別記

放置車両の取扱について

1 放置の禁止について

何人も正当な理由なく、自動車を放置し若しくは放置させてはならない。また、これを放置し若しくは放置させようとする者に協力してはならないものとします。

2 放置車両の認定について

当該駐車場の利用者が、当社への連絡を行うことなく48時間を超えて駐車し、通算7日間を超えて車両を駐車している場合には、放置車両（以下「放置車両」という）と認めるものとします。

3 引取りの請求について

(1) 当社への届出を行うことなく駐車している放置車両について、当社は当該車両の利用者等に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、当社が指定する日までに当該車両を引取することを請求できるものとします。

(2) 利用者等が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は当社の過失なくして利用者等を確認できないときは、当社は車両の利用者等に対して通知し又は駐車場における掲示の方法により当社が指定する日までに車両を引取することを請求することができるものとします。

(3) 当社は(1)の規定により指定した日を経過した後は、車両の損害については賠償の責任を負わないものとします

4 車両の調査について

当社は、上記3—(1)の場合において、利用者等を確認するため必要な限度において、車外からの調査では利用者等が判明しないときは、その車両が施錠されている場合にあっては、当該施錠を解錠させ、その目的を達成するために必要な最小限度において車両（車内を含む）を調査できるものとします。

5 車両の移動について

当社は、上記3—(1)の場合において管理上支障があるときは、その旨を利用者等に通知し又は駐車場において掲示したうえで、車両を他の場所に移動することができるものとします。

6 廃車両認定について

当社は、車両の利用者等が判明しない場合において、当該車両が自動車としての本来の機能を失っていること等により、運行の用に供することが困難であると認めるときは、当該車両を廃車両と認定するものとします。

7 車両の処分について

- (1) 当社は、利用者等が車両を引取ることを拒み、引取ることができず、又は当社の過失なくして利用者等を確認することができない場合であって、利用者等に対して通知し又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3ヵ月を経過した後、利用者等に通知し又は駐車場における掲示の方法により予告した上で、公平な第三者の立会いのもとで、車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。
- (2) なお、前記6の廃車両と認定した車両については、催告をした日から1ヵ月を経過した後、処分できるものとします。
- (3) 当社は、車両を処分した場合は、その旨を利用者等に対し通知し又は駐車場において掲示するものとします。
- (4) 当社は、車両を処分した場合は、当該車両の駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者等に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者等に返還するものとします。

8 費用の請求について

当社は、車両の移動、保管その他の処理を行った場合において、当該車両の利用者等が判明したときは、当該車両処理に要した費用を当該利用者等に請求することができるものとします。